

これは独禁法の改正が間違いないにできるといふ想定の下に考えておられますか。万一そういう場合が若しあつたらそういう場合にはどうするかというふうなことまで予見されておられるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 御指摘の点は誠に御尤もなものであります。実はまだ今日の段階といたしましては、独禁法の改正が通るものというふうにはまだ信じておるわけでありませぬ。併しなから若し御指摘のように独禁法の改正のほうに審議未了というふうなことになると、実際問題としてしまつて非常に工合が悪い状態になるわけなのであります。まあその場合の措置については、これは早急研究をいたさなければならぬと思ひますが、今のところ我々一案といたしましては事業者団体の一部改正、と申しますのは、現在の事業者団体の第七條に除外の法律を規定する条項があるのでございませぬが、このところ一部一項を起して頂いてやるような、即ち事業者団体の一部改正案を至急して頂かんと工合が悪いのではないかとお考へに考へておるものであります。併しこの事業者団体の一部改正のほうも簡単とは言いません。その若干時間がかかるといふことも予想しなければなりませんので、一案としてそういうことも考へておられますが、独禁法の修正ができるものとまあ今のところ考へておるような次第であります。

○加藤正人君 我々も独禁法の改正はできるものと思ひ、又できなければ困ると思つて一人でありませぬが、万一そういう場合に今事業者団体のほうをいじるといふことになりませぬと、これ又相当な面倒があることは免れなさい。そこで先ほど来私どもちよつと話合つておるのですが、万一そういう場合には事業者団体の法をいじらずに、第二十条の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに事業者団体の規定はとらふに、それだけ法の文字を入れればそれでよろしいのではないですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) お話の通り独禁法及び事業者団体の規定はとらふに、現在では現行の第二十条がそうなつておるわけでありませぬ。従ひまして、及び事業者団体の法をいじらぬに、挿入して御決定願つておくれ、これも実はここで御修正願ひますと、衆議院のほうへも又廻るようなことにもなりますので、そこにそういう挿入をして衆議院のほうへ廻したほうがいいか、もう一兩日独禁法の改正案のほうの審議の状況を見て頂いたほうがいいか、ちよつと実は我々も判断に迷つておるところなのであります。……

○加藤正人君 その点は適切にお考へおきを願ひたいと思ひます。

○委員(中川以良君) ちよつと加藤君に申上げますが、今の誠に御指摘御尤もと思つておるわけですが、若し当委員会が今言つたような修正をするといふ場合は、参議院の通産委員会はまあ独禁法が通らないと思つたか、或いは通さない意思表示をしていられるかと思つておることもなすと思ひます。……

○加藤正人君 いや、そのあとで慌てるといふことさえなければ結構なんです。

○委員(松尾泰一郎君) 確かに御指摘の点も御尤もなものであります。この輸出の場合、現行の輸出取引法を御覧願へばおわかり願へます。輸出の面につきましてはこの輸出取引の公正化と申しますか、いわゆるこの不正な輸出取引の禁止と申すことをこの取引法の一つの大きな目的としておりました。輸出組合の業務といふこともこの不正な輸出取引の防止と申すことを掲げておるわけでありませぬ。ところが輸入の場合におきま

しては、これもいろいろ議論の存するところでありませぬが、不正な輸入取引の禁止というものは現実問題としてなかなか指摘も困難であるといふような観点からいたしまして、法律の体系といたしましてはこの規定をいたさねなかつたわけでありませぬ。従つて輸入組合の業務として、そういうことが業務事項に実はなつておらんのであります。そういう点から見まして、この輸出の場合と輸入の場合とのずれから業務の範囲に差もありませんし、飽くまで輸出組合のほうに望ましく海外に向つて不正な輸出取引を防止して、輸出取引の秩序を確立するのだという積極的な意味合いから、この輸出組合の性格をまあ強調しておるわけでもありませんので、仔細に御検討願へば、輸入組合はどつちかと言ひますと、非常に消極的な考へ方をいたしておられます。従ひまして設立に當りまして輸入組合のほうに国内に対する影響が強いという観点のみから、この輸入組合の設立について若干規定が加えられておるわけでありませぬが、今のような海外に対する響きは今も申しますように輸出組合と違ひ、そういう獨特の使命を負わしておられますので、まあ確かに御指摘のような嫌いなきにしもあらさかと思ひます。まあ我々としてはさしたるそういう心配はないのではないかとお考へておるものであります。

○委員(松尾泰一郎君) 先ほど来私どもちよつと話合つておるわけですが、万一そういう場合には事業者団体の法をいじらずに、第二十条の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに事業者団体の規定はとらふに、それだけ法の文字を入れればそれでよろしいのではないですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) お話の通り独禁法及び事業者団体の規定はとらふに、現在では現行の第二十条がそうなつておるわけでありませぬ。従ひまして、及び事業者団体の法をいじらぬに、挿入して御決定願つておくれ、これも実はここで御修正願ひますと、衆議院のほうへも又廻るようなことにもなりますので、そこにそういう挿入をして衆議院のほうへ廻したほうがいいか、もう一兩日独禁法の改正案のほうの審議の状況を見て頂いたほうがいいか、ちよつと実は我々も判断に迷つておるところなのであります。……

○加藤正人君 我々も独禁法の改正はできるものと思ひ、又できなければ困ると思つて一人でありませぬが、万一そういう場合に今事業者団体のほうをいじるといふことになりませぬと、これ又相当な面倒があることは免れなさい。……

表現の上では非常に速う。それだけに翻訳などの場合に問題になるだろうと思ふのでありまして、政府のほうはまあ実質上そんなに差支えなければいいじゃないかというふうなふうであります。が法律の文句もこれはやはり表現の如何によつては、大いに対外的の關係のものも考へるべきじゃないかというふうにも思ふのでありまして、どうもお話を聞いておると、ます／＼かようにまで何故に修正せざるを得なかつたかといふことがはつきり納得がでないのです。

○委員長(中川以真君) ほかに御質疑ございませんか。……、御質疑ございませんか。

○白川一雄君 輸入組合のできた後のことでもよつとお尋ねしたいのです。最近自動車、外車が五十八種類入つて居るので、日本に、で、イギリスの自動車、イギリス人は本国で買えないけれども日本へ来たから買えるというふうな実情になつておるそうなんです。が、自動車の輸入なんかについては、従来通産省はどういう方針でやつておられるのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあ自動車の輸入につきましては、今お話のありますように車種の問題、種類の問題と、それから量の問題と二つあるわけでありまして。この輸入量はまあ外貨資金との關係もありまして、国内の需要或いは国内の生産も両方勘案しまして、關係省でまあいろいろ議論の結果、毎期六カ月ごとに大体この程度の輸入を必要とするということでおるわけでありまして、で、現在のところ、今年の四月から来年三月までの輸入量といたしまして、一応關係各省で

話がついておりますのが、まあ約一万台ということになつております。ところがその上半期の四月から九月までは、まあ機械的に申せば五千台の輸入をいたせばいいわけなのであります。が、国産のほうの生産がだん／＼まあ生産が殖えて行くというふうな点から、輸入は上期において若干殖やして下期では減らそうと、国内生産のほうは下期において上期よりも非常に殖えようというふうな点もありまして、上期一応まあ六千台といたしたのであります。で、従来はまあそういうふうにして入ります車の種類について、余り規制を加えないということであつたのであります。が、最近今御指摘のありましたような、余りアメリカの立派な車が入り過ぎるじやないかと、或いはヨーロッパの車でも今御指摘のありましたように、数十種類の車種のものがあるつて、まるで日本は自動車の展覧会場のようになつておると、これではいろいろな点から見まして、特に部品等の關係から見まして、不合理の面も非常に多いじやないかというふうな意見も非常にありまして、その結果先般四月一

九日の輸入を許可いたしましたときは、米車いわけゆるドル車につきましては、一部の高級自動車はこの際輸入禁止をするということと、それからヨーロッパ車につきましては今後漸次車種を限定して行くという方針を確立したような次第であります。これは勿論運輸省の協力を得てやつておることでありまして……でその結果、最初の試みでもありますので、例えば従来は数十種類のものをここで二、三千種類にいきなり落してしまふというわけに

も行きませんので、第一段階の試みといたしましては、我がほうが希望しない車種については御当量を加減する、即ちかなり減らして行く。希望する車種については御当量を殖やすというふうなことで、第一回の試みとしていたしたのでございまして、十月以降の輸入の御当につきましてはその方針を更に強化して参らうというふうな運輸省も意見は一致したわけでありまして。さういうふうな方針をたてておると、合理的なことになるように実は車種を制限して参らうという考え方をいたし進んでおるわけでありまして。

○白川一雄君 國産の奨励するといふ事柄は、現在非常に仕事がなく困つて居る下請工場の中小工業なんかも助ける途でございまして、成るほど現在の段階では日本の車に乗るより、向うの車に乗つたほうが乗り心地は甚だよろしいですけれども、これは我々はやはり暫く辛抱しても、國産のものに当局のほうで製造の面も一つ力を入れて頂いて、現在の外車のように勤勞というものが加わつていないものが非常に大きな利益をとるといふような恰好に持つて行くといふことは、いろいろ誤解をされる面もあるし、我々現実に各業者の状態を見ても、このことについてはその理由が奈辺にあつてそなたくさん車を入れるかは、官庁に対する非常な疑念も起つておるといふ現状から見まして、通産省のほうは積極的に國産奨励の面に行つて頂いて、五十八車もの種類の車が入つておるといふ、競争に敗れた国としては逆にならぬと、取扱いの面ではどうかと考へられるので、その辺は根本的に日本の産業を育成するといふプリンシプルの上

に立つての輸入の御計面も立てて頂かんと、幾ら苦勞しても浮ぶときの来ない日本になつてしまふのではないかと、いふことを特にお願ひしたいのでお尋ねしたようなわけでありまして。

○小松正雄君 私今白川委員の質問されましたに關連いたしまして、二お尋ねしたいと思ふのですが、さつき御質問の中の御答弁に、外車を入れることはとめてあると、さういふことではあります。が、先般新聞を見ましたときに、余りにも日本の国内事情が豊かになつて来たのじやないかと、或いは又豊かになつて居るのじやないかと、さういふに諸外国から見受けられるやうなことになるはしないかといふ点から考へまして、而も想像に余りある高級車が三台とか東京都内に入つて来て、それがどうだといふようなことが、新聞にもその自動車が載つておつた。そのういふことを見ますときに、実際に通産省のほうでさういふ高級車等の輸入を禁止して實際あるのかといふことをお尋ねしたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) この自動車の輸入の、何といひますか経緯に於いて若干申し上げますと、御存じのやうに若干細かい話になりますが、通産省のほうでは要するに自動車工業のほうという意味から、重工業局という局があつて、そこではどうつちかといふと外車の輸入は絶対反対であります。ところが他方運輸省を中心とした方面から、戦前前から非常に老朽車が多い、従つてその老朽車を或る程度新車に代替をしなければならぬといふふうな御計面もありまして、その面から言います

と非常に多くの輸入を必要とするといふ意見が非常に強いわけなんです。御存じのやうに運輸委員会では我々はいつものうしてその輸入を締めるのかといふことでもやま／＼とお叱りを受けて居るわけでありまして。我々通商局の立場といたしましては、外貨予算の編成という關係からできるだけ外貨を或る程度節約したいといふような点から、別段重工業局の肩を持つわけではございませんけれども、同じ省にあるといふような關係から、通商協定で止むを得ないものは別といたしまして、比較的輸入にやや消極的な考え方で予算の編成に當つて居るわけでありまして。ところが他方今申しますやうに輸入を多くしろといふような意見も非常に多くありまして、運輸省と重工業局との間に立ちまして、いつも苦勞をさせられるのであります。その結果先ほど申しましたやうに大体國産の生産の伸びと需要との判断で大体一万台といふことならば、さうむちやな輸入の仕方でもなし、又國産も最近御存じのやうに生産も殖えまして、決して輸入によつて國産が圧迫されて居るといふことは毫もありませんし、他方輸入業者から言つて、運輸省は年間二万台とかいふやうな大きな量を入れておられますが、それを調整しまして、先ほど申しましたやうな大体のめどとして、年間今年は一万台といふふうな計て居るといふことを申し上げたのであります。これも十月以降の外貨予算の編成でどうなりますか、もう少し節約をしろといふことにならなければならぬので、数量は減らさなければならぬのであります。今のつもりとしては大体さういふやうな考え方でいたしておりま

と非常に多くの輸入を必要とするといふ意見が非常に強いわけなんです。御存じのやうに運輸委員会では我々はいつものうしてその輸入を締めるのかといふことでもやま／＼とお叱りを受けて居るわけでありまして。我々通商局の立場といたしましては、外貨予算の編成という關係からできるだけ外貨を或る程度節約したいといふような点から、別段重工業局の肩を持つわけではございませんけれども、同じ省にあるといふような關係から、通商協定で止むを得ないものは別といたしまして、比較的輸入にやや消極的な考え方で予算の編成に當つて居るわけでありまして。ところが他方今申しますやうに輸入を多くしろといふような意見も非常に多くありまして、運輸省と重工業局との間に立ちまして、いつも苦勞をさせられるのであります。その結果先ほど申しましたやうに大体國産の生産の伸びと需要との判断で大体一万台といふことならば、さうむちやな輸入の仕方でもなし、又國産も最近御存じのやうに生産も殖えまして、決して輸入によつて國産が圧迫されて居るといふことは毫もありませんし、他方輸入業者から言つて、運輸省は年間二万台とかいふやうな大きな量を入れておられますが、それを調整しまして、先ほど申しましたやうな大体のめどとして、年間今年は一万台といふふうな計て居るといふことを申し上げたのであります。これも十月以降の外貨予算の編成でどうなりますか、もう少し節約をしろといふことにならなければならぬので、数量は減らさなければならぬのであります。今のつもりとしては大体さういふやうな考え方でいたしておりま

す。それから先ほどもお答えしておりましたように、じや何台入れるということになつて、その入れる入れ方の問題であります。これは御存じのように入力車もいろいろ種類がある、併しビニツクとか、或いはリンカーンとか、或いはキヤデラックとか、或いはパツカードというような、そういう大型車と申しますか、そういうものは何もないのじやないか、シボレー、フォード級で数が多くあつたほうがいいというような議論もあるし、余り日本人として柄のないような立派な車は、この際遠慮したほうがいいのじやないかということ、先般の輸入許可に当りましては今申しました三種類の車は輸入禁止をいたしました。そのほかいろいろ種類がありますが、例えばクライスラー系の車でも一部は輸入の禁止をした。その輸入の条件としまして、たしか気筒容積四百五十CC以下、それからホイール・ベースが百二十インチ以下としまして、それ以上のものはこの際輸入を禁止するという建前をとつて来ております。これはアメリカ車についてであります。ヨーロッパ車は先ほど申しましたように車種を私ははつきり記憶しておりませんが、たしか二十種類くらいは車種に今後抑えて行きたいということ、その該当車種以外のもは割当を第一回の試みとして非常に削つて参つたということでありまして、今後ともこれはそういう方針で漸次希望車種に統一して行くというふうな考え方で進んで行く。第一回の試みでありますのでかなり抵抗もありません、はつきり申しますと、ああいう自動車の輸入と申しますのは、向うの取引先とこつちの輸入商社との関係、

エイジエント関係になつておりまして、誰でもそこへ行つて買つて来るといふような恰好になつておりません。従つて或る車種を輸入禁止するということになると、その店は殆んど営業停止ということになるわけで、その面から見ますと抵抗が強いわけでありまして、或る程度そういう非難も押切りまして、今期においてはそういう措置を第一回の試みとしてとつたわけです。今後とも大体そういうことで漸次御指摘の点、御趣旨の点は我々も同感なのであります。なかつたところ、これを一律にやるのは摩滅が多いものなので、大体御気持の点は休してやつていづつあります。

○小松正雄君 大体御答弁で御了承も申上げておきたいと思つたのは、今御説明のように国内において外貨の獲得ということ、これは申すまでもありませんし、又これにタッチいたしましな委員会は、本委員会が一番主であると考えます。なお進んでこれに對する、運輸省あたりから不便利、便的關係から外車を輸入せよというふうなことを通産省のほうに申出があるといひましたし、主管である通産省として、國民の輿論から考へて見ても、余りにも高級な、先般さつき指摘して申しましたように、一億に近い自動車が入つて来た、こういうふうなことが載つておるといふことだけでも、國民はどういふふうにか、又私どもは國民の一人として實際そんな高い車にどなたが乗るのか知らないけれども、やはり日本國民の者が乗ると思つたときに、そういうふうな普及以上を飛越しておる。さすれば

ば日本国内の事情は相当豊かになつておるのではないかと、いふに諸外國は考へる。例えば戦争に關する賠償金を取立てようとしておる國のかた、でも、そういうことを考へ合せるときは相當さういふ外交方面にも弊害を来たすといふようなことも考へられるのであります。なお又もう一つは国内産でも何れに合はぬことはなないじやないか。或る程度日本の國民として忍んで行きさへすれば、何も今日の段階においては、さう国内の自動車としないの乗りにくいといふようなことを考へて見ますときに、これが国内で生産を相当増加されるようになりますれば、これに匹敵して労働者も相当使用してもらふことにもなり、失業対策の一環にもなるということも考へ合はますときに、通産省としては如何なる要求、如何なる圧迫を運輸省方面から受けるか、これには一つ絶対反対をせられて、さうして只今御答弁になりましたような私たちと同じであるといふ御信念の下に、強くさういふ氣持で進めてもらいたいといふことを希望としてお願いを申上げておきます。

○海野三朗君 只今に關連してあります。私はこの特殊鋼方面に長年關係をしておりましたので、お伺ひして見たいのであります。今日この自動車、これが或る部分改良されておる点、それは多量生産といふので安く日本に入つて来るのであります。今日までのあらゆる特殊鋼を使う工業を見ても、日本でできないといふものはありません。もうないといふものはありません。ただ生産費が高つく、なぜ生産費が高つくか

と申しますと、売れないから高つくのであります。この際政府当局においては我が日本の工業、産業の発展という見地からいたしますと、外國品の輸入というものは、関税をうんと高くしてこれを阻止する方向へ持つて行こうといふお考えであるか、或いは安ければどん／＼外國から入れて、日本の産業が潰れてもよいといふふうにお考へになつておるのか、その辺の御決心のほどを承わりたいと思つたのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 困産で問に合ふものまでも輸入するといふつもりは勿論ありませんし、現在もやつておりません。輸入の状況を申上げますと、先ず六カ月に輸入の外貨予算というものを編成いたしました。困産の工合、或いは日本の需要の工合をそれ／＼判断して關係各省いろいろ協議をし、又關係業界の意見も聞きましていろいろやつておるわけでございます。ところが實際問題として今の間合は、輸入は止むを得ないのであります。品質、価格の点におきまして輸入品に非常に劣るといふふうな商品につきましては、これを輸入すべきかどうかという点につきましては非常に我々も判断に苦しむのであります。それらにつきましては、それ／＼需要原局の担当官と生産原局の担当官を以ちまして、それ／＼品目別に輸入の審議会を作つておられます。そこでさつきばらんに申せば被告と原告とが一緒になつて會議をするというふうな恰好であります。さうしていろいろ議論した結果、成るほどこの程度

のものは輸入をしなければならぬといふことで、慎重に我々としては輸入の可否を決定しつゝあるわけでありました。ところが又實際問題といたしまして、日本のそれは輸出品はどうかと申しますと、およそ日本の輸出品は外國にとつて、見方の相違もありませんが、どつちかというところ、不急需品を主として輸出をしておるといふ恰好であります。従つて日本からさういふものを輸出するためには或る程度外國からも緊要度の低いものでも買わなければならぬといふ面もあるわけでありました。通商協定をいたします場合に、こちらの欲しいものだけ輸入するということになりましますと、又向うも向うの欲しいものだけを輸入するということになりまして、結局雜貨その他の、要するに輕工業品といふものはおおむね輸出ができないといふようなことになつておるわけです。それをいろいろ歩み寄つて、或る程度双方若干困産にも影響はあるであろうが、大したこともないといふような場合は、これは妥協して行かないと通商協定の成立もできないわけです。今申されました困産との關係は、通商協定の締結、或いはいろいろ現実の許可に當つてむづかしい……、理窟では簡単に言えますが、實際問題ではなかなか取扱がむづかしいのであります。我々は今申しますように、これは慎重に慎重を期しまして、困産に与える影響を考慮しながら輸入の許可をいたしておるわけであり

ますが、併しもう困産があるから、品質が悪い、或いは価格が高くて困産があるから全然輸入をしないといふわけにも実はいかんものも若干あるわけでありまして、或る程度合理化を促進

のものは輸入をしなければならぬといふことで、慎重に我々としては輸入の可否を決定しつゝあるわけでありました。ところが又實際問題といたしまして、日本のそれは輸出品はどうかと申しますと、およそ日本の輸出品は外國にとつて、見方の相違もありませんが、どつちかというところ、不急需品を主として輸出をしておるといふ恰好であります。従つて日本からさういふものを輸出するためには或る程度外國からも緊要度の低いものでも買わなければならぬといふ面もあるわけでありました。通商協定をいたします場合に、こちらの欲しいものだけ輸入するということになりましますと、又向うも向うの欲しいものだけを輸入するということになりまして、結局雜貨その他の、要するに輕工業品といふものはおおむね輸出ができないといふようなことになつておるわけです。それをいろいろ歩み寄つて、或る程度双方若干困産にも影響はあるであろうが、大したこともないといふような場合は、これは妥協して行かないと通商協定の成立もできないわけです。今申されました困産との關係は、通商協定の締結、或いはいろいろ現実の許可に當つてむづかしい……、理窟では簡単に言えますが、實際問題ではなかなか取扱がむづかしいのであります。我々は今申しますように、これは慎重に慎重を期しまして、困産に与える影響を考慮しながら輸入の許可をいたしておるわけであり

する。というより意味合からも、ものによりましては輸入をしたほうがいい、このほうが刺激になるといっても多々あるわけでありませぬ。併しこれも輸入の量を考えなければいかんわけでありませぬ。そのように通商協定の面、或いは合理化上の収益という点、かれこれいろいろ考えつつやっておるのでありまして、決してやみ輸入を安ければ、或いは輸入したければ皆どん／＼輸入するというのは勿論ありません。外国事情も御存じのような状況でありまして、何でもかんでも買えるというふうな状況でもありませんので、もうおつしやるまでもなく、国産ということ第一に考えつつ第二次的に、併し国産だけでは余りにアウタルキー的なことになつて進歩がないという場合に輸入を考へておる、こういうこととあります。

○委員長(中川以真君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(中川以真君) 速記を始め、他に御発言もないようでありますので、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以真君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。

○加藤正人君 この改正法律案においては輸出業者の協定と輸出組合の設立とを認める場合、即ち輸出カルテルを認める場合に依然として種々の制約が設けてあるけれども、アメリカ等全然自由なものに対して考へるときには、今

後大いに貿易の振興に依存して行かなければならぬという事情としては、甚だ適切ではないと思はれるのであります。なおカルテル行為を認める場合の四原則を法文の冒頭に掲げることときは、独立国の法律の建前上甚だ不体裁でもあり、又不見識でもあると思はれるのであります。

次に生産業者のうち紡織のごとき輸入の意思と能力ある者に組合の結成並びに協定参加を運用上認める方針でありながら、この法律の目的と名称とが主として輸出入の取引、即ち貿易関係の法律であるとの観点からその明文を避けたときは甚だ形式にこだわりの、實際から遊離した感があることは甚だ遺憾である。ついでにはこの際念のため望ましいとしておきたいことは、右のごとき法文に明記されなかつたことのために種々の障害が惹起した場合には、政府は今後適當な機会にこれを明文化することに努められたいというところである。この法律案には以上のごとき種々な不満の点もあるが、我が国現下の国情に鑑みてこの程度の法律案でもこれを可決することが時宜に適合しておると考へるのでここに賛成するものであります。

○豊田雅孝君 本案には賛成いたしますが、本法は弊害の矯正に重点を置いておるのでありまして、積極的な貿易振興策というものはこれでは足らんと思ふのであります。従つて今問題の一部になつております輸出積立金制度であります。或いは輸出の取得の一部に対しては減免税を行いますとか、或いは特に日本のような金利の高きところにおいては輸出金利を引下げるといふような積極的な貿易振興策を

急速に本案と並び講ぜられるというところを条件としたしまして賛成いたしません。
○委員長(中川以真君) 他に御意見もないようでありませぬが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以真君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。輸出取引法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(中川以真君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告等事後の手續につきましては、例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以真君) 御異議ないと認めます。
それから本案を可とせられたかたの順次御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
松本 昇 加藤 正人
小松 正雄 黒川 武雄
西川 弥平治 酒井 利雄
豊田 雅孝 海野 三朗
白川 一雄

事有一名欠員になつておりますのでこの際理事の補欠を選任をいたしたいと存じますが、選挙を省略いたしまして指名方御一任を願ひたいと存じます。御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中川以真君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以真君) それでは引続きまして通商関係に関する質疑を行います。
○海野三朗君 只今通産省としての御意見を承りました。私もそれで大変結構だと思つたのでありますが、一つも外国のものを買わないというふうなこともいかにし、それだからといつてそれをめちやくちやに入られても困るし、要するに向うから入れるものはこちらの参考になる、やはり外国のものをよく調査研究する必要がある見地からして、やはり多少の輸入は止むを得ないと思ひます。併しやはり特殊鋼、部分品、自動車、そういうものは相当専門に研究せられて、金属の研究におきましては我が国の研究の結果は世界に冠たるものがあるのであります。これを實際面において利用する点において非常に欠けておるのであります。これを促進して行く意味におきまして、成るべく内地の自動車や監督して行く意味において事業を加減をして頂きたい。そして内地の産業の発展に一大生氣を与えて頂きたいと思ふのであります。そういう点につきましてはやはり通産省としてその鍵を握つておられるのでありますから、特にその点に御注意を願つておきたいと思

ひます。これで私の自動車に対する質疑を打ち切ります。
○豊田雅孝君 先ほどいろいろ御質問がございました点に関連するわけなのであります。国内でできるものについては海外から輸入をしないようにする。これはできるだけそうあつていいわけなのであります。国内で安く而もいいものができない場合はこれを海外から輸入することを阻止すると、殊にさような場合については多くの場合国内のいいものができないし、又生産費が高つくようなものに対しては補助金を出すとか、或いは利子補給をやるとか、いろいろなことになつておるものであります。さようなことをやつておきますと、本国内で安く而もいい物ができるといふ産業が今度は反動的に悪い影響を受けるわけでありまして、丁度子供でもできる悪い者を強ひて擁護しようといふことになりますると、できるいい子供が十分に育たないといふやうなことになるわけでありまして、言うまでもなく日本の現状から言いますと、アウタルキーをやつて行くことは到底これはできないのであります。やはり国内でいい物が安くできるといふ産業をできるだけ育成し、又その方向へ持つて行くといふ見地からすれば、関税率法の問題にせよ、その他の問題にしても考へて行かなければならぬと思ふのであります。どちらかと言いますと、従来通産省の行き方は重点産業が高く生産せられ、又それほどこい物ができなくても強いてこれを育成しようとするがために、却つて国内の健全に発達する産業を犠牲にしてお

るといふような面があるわけでありまして、その面については政府のほうでもお考えになつておるようでありまして、どちらかという通産省は重点産業育成の見地にかたく立ちやすいがために、我々から見るともつと考へてもらなければならぬという面があるわけでありまして、この点を十分にご希望いたしておきます。

○白川一雄君 豊田委員のほうからお話がありました、現在日本の自動車工業というものは、自動車製造工場と言ふと如何にも大きうございますけれども、大部分が下請のものになつておりますので、ただ悲しいことには、現在の段階では技術的に非常に向うよりも見劣りがいたしますが、日本の自動車工業といふものは向うの製品に近付き得ないものじやない。近付きつて現在相当あるので、これを育成して部品を、たくさん部品の要るので、それを造る下請工場を使うといふことは、今日日本の人口問題を解決する一助になる大きな仕事だらうと、こういうふうにお考えなすので、ただ先ほどもお話ししたように、日本の現在の国際的地位から輸入税を高くかけるといふ事は、いろいろな点で摩擦を生ずる面は多々あるだらうと思ひますが、これは輸入するときに税金をかければ目立ちますが、輸入をしなればそういう問題は少く済むわけなんです、我々としては役所が政策的に業者のほうの立場も考へて、業者と政府とが一体となつて外国に対する一つの行き方というものをおきめなければならぬのじやないか、だから税金は余りに高くすると輸入するならば、輸入するものを少く

して、極力日本の製造数量を上げて行くといふように持つて行けば一石二鳥の効果があつたのじやないかと、これはほかの産業にも同じケースのものがたくさんあるだらうと思ひますが、我々自動車工業の一端を知つておる者といひましては、実際に自動車工業として大工場の形はとつておるものも三割か四割くらいでございまして、丁度まあ話は違ひますが、自動車と同じようでありまして、自動車も同じようでありまして、自動車が自動車メーカーのうちで造つておるものは二割くらいで八割くらいはもう小さい皆さんの工場を集めてあつてはでき上つておるので、少し程度が違ひますけれども、自動車工業も大体そんなものなのであります、あれを感心にするのはやはり従業員をたくさん働かせ得るといふ産業になるので、そこは非常に国際関係のデリケートな面があります、そこは民間と官庁とが組んで一体になつて海外に當るといふ線をとりなればいかんものだらうと私は常々さういふふうりに観察いたしておるのであります。ですから、せい／＼一応国産品奨励の点に……、現在の技術の点では又理論的にも負けると思つておられます。ただ機械の設備その他から原価が高つくつと、ところが悩みであるように考へておるわけでありまして。奨励して頂ければ、事業者も多くなれば自然安くいいものを通るといふ趨勢が、速度が早くなるのじやないかと、こういうふうにご希望いたしておきます。

○政府委員(松尾第一郎君) 一言まあ我々の考へ方を申し上げまして頂きたいと思ひますが、今諸先生方の言われる

こと、御尤もなものであります。まあ實際問題といたしまして、今豊田先生の言われたごとく、通産省は何と申しましても通商産業省ではあります、やはり生産が中心に實際なつておるのであります、これは、従ひまして国産保護といふ点にはこれはもう強調なさらんでも、もう原局、まあ我々がさう言つて變な言ひ方になります、原局はそればかり申しておるわけでありまして、さういふことでは余りに固苦しくなつて、外国へは雑貨みたいな、まあ外国へは不急不要品を買へといふような恰好をしておりながら、向うのものは何も買わんと、国内で間に合ふものは何も買わんと、易は成立たないのであります、国際貿易の原理原則から言ひますと、要するに輸出輸入とも自由と、為替事情さえ許せば輸出とも自由といふことが原則であるべきなのであります、實際問題といたしまして、その産業の発展段階が非常に違ひまして、資源の多い少いの国があつてなかつたり、かんといふのが現実でありますけれども、どつちかといふと、少し輸入品を入れて刺戟をすれば、冷すと、頭を冷すぐらゐで行きまして、非常に大胆な言ひ方になります、それで丁度いふ加減に私なるのじやないか、いろいろ考へておられます。通産省は国産保護だと、大蔵省は外貨節約だといふことになると、これはさう／＼アウタルキー的な固苦しいことになるわけでありまして、それで果してこの国民経済がうまく行き、貿易も伸びて行くといふことならば、これはもう何をか言わんやであります、我々としてやはりこの

面を、諸先生方でも若干この御議論見ますと、差があると同じように、我々も絶えず両方の意見を妥協しつづつまあ進んでおるような段階であります。通産省としては輸入し過ぎて困るといふようなことは實際はないわけでありまして。どつちかといふと、決つておるほうが多いのであります。どつちかといふと、まあ需要者方面から言つてもつと輸入したほうがいいという意見を多く聞かされておるやつを抑えておるが、実は実情でありまして、さういふ人たちの両者の議論の間に入つて、まあ我々つづ／＼さういふも感ずることは、どうも今余り締め過ぎておるのじやないか、併しこれは外貨事情もあつて、或る程度止むを得んことではありますけれども、どつちかといふと、国産保護に過ぎておるのじやないか、いろいろに我々感じておるわけでありまして。さうかといふと我々輸入しようといふつもりもございせんけれども、決して今諸先生方の御心配になるようなむちやくちやに国内産業にえらい影響を及ぼすような輸入を考へておるはせんかといふことは全然考へておるはせんから、その点は御安心願ひたいと思ひますが……。

○委員長(中川以真君) ちよつと私からお伺ひしたいのですが、朝鮮の休戦協定もまあいよ／＼できたわけでありまして、さうなると、中共貿易とか、或いは対貿易といふようなものが従来よりは相当に緩和をされて参るかどうか、これらの見通し等についてはどういふふうにお考えでございませう、それに関連をいたしまして……。

○政府委員(松尾第一郎君) この対共産國、特にこの対中共貿易であります、まあ常識的に考へますと、朝鮮の休戦協定の成立によつて若干この世界の風潮が従来のような嚴格な輸出統制から少し緩和をするであらうと見るのが常識的な見方ではないかといふように我々見ておられます、併し最近御存じのようにヨーロッパでさういふことをしようといふ會議をしておりまして、その最近のアメリカの言論を見ましても、朝鮮の休戦協定といふことによりましてまだ大きな動きは殆んど現われておらんわけでありまして、どつちかといふと本當の休戦にまで行くのにはまだ時間がかかるので、今のところは差当りの停戦だ。従つてまだこれから先の問題のほうが多いのだから、今にわかにその問題について積極的な考へ方をすることを戒しむべきであるといふ意見が、アメリカのみならずヨーロッパでもかなり強いわけでありまして、併しながら常識的に判断をしまして、情勢もさう變つて来れば中共が要するに戦争をしていこうといふ前提に立つて、ああいう戦略物資の強力な統制をするといふことだつたのであります、相手が戦争をやめたといふことになれば、これは情勢が變化して、従つてさういふエンパワーを緩和するといふことはこれは当然な行き方であり、常識的な進み方であらうと思ひますが、そして我々としてさういふ研究を進めておるは、実はこれは若干デリケートな話でございまして、どういふことをあれしつていくかといふことをはつきり申し上げていくのであります、事務的にはか

一、信用協同組合員外預金反対に關する陳情(第三四二号)

第二七一八号 昭和二十八年七月十日 八日受理
公營電源開發資金わく拡大に關する請願
請願者 阿山県議會議長 峰谷 初四郎

紹介議員 加藤 武徳君
電力は産業振興の原動力として國家經濟再建の基盤をなすものであり、また國民文化向上の源泉でもある。殊に公營電源開發に伴うダム建設は統廃する上にも多大の寄与をなし、更に一石三鳥の成果を収めるものであつて、特に沿山治水問題解決の施策であるとともに、また農業用水の合理的確保により生産力を向上するなど、電源開發は地方産業の基礎を強化し、住民の福祉増進に寄与するところきわめて大なるものがあるから、本事業の促進を図るため、公營電源開發資金のわくを大幅に拡大せられたらとの請願。

第二七一九号 昭和二十八年七月十日 八日受理
鉄道車両輸出振興に關する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内 一ノ一鉄鋼ビル八階日本鉄道車両輸出組合 内 徳永普作外一名 紹介議員 岡田 信次君

現在鉄道車両に対しては、海外から年額三、四百億圓に上る引合があり、鉄道車両の輸出はプラントの中において最ももつとも有望な輸出品目とされているが、遺憾ながらコスト高のため引合の割には成約をみるものはきわめて少い

現状であるから、これが輸出振興策として、特に輸出入銀行の金利を三分に引き下げ、かつ同行の単独融資を実施するとともに、最近の鉄道車両輸出に特徴的な決算案件の長期化に即応して融資期間ならびに設備輸出為替損失補償法の補償期間をそれぞれ十年から十五年に延長し、また輸出信用保険(特に乙種)の付保率を百パーセントに引き上げ、信用保険の保険料ならびに補償法の補償料を可及的低率に引き下げる等の措置を講ぜられたらとの請願。

第二七九七号 昭和二十八年七月十日 八日受理
真珠貝ボタン工業の危機打開に關する請願
請願者 大阪市天王寺区大道三ノ六七全園輸出員卸工業協同組合理事長 福山 幾蔵 紹介議員 新谷寅三郎君

今同政府においては、國策により真珠貝採取株式会社をしてあらふら海において採貝せしめ、近く香港せられるに就いては、これら真珠貝のまま國外に輸出することは、わが國の輸出員ボタン工業に壊滅的打撃を与える虞があるから、適切な行政措置を講じてこれが加工による数倍の外貨を獲得されるよう取り計らわれたいとの請願。

第二八一七号 昭和二十八年七月二十日 十日受理
中小企業金融公庫法案中に山林種商業包含の請願
請願者 東京都杉並区天沼二ノ三七九全園山林種苗協同組合連合會理事長 倉富角次郎

目下衆議院で審議中の中小企業金融公庫法案は、融資の対象となる業種を政令で定め、山林種苗業を除外してあるとのことであるが、全園山林種苗協同組合員が苗木養成に投下する年間費用は二十数億に達する現状で、しかも之に対する政府の補助もなく、また商工および農林中央金庫の貸出もなく、僅かに農林流業資金融通法による養苗設備資金の融通を受けるに過ぎず、優良苗木生産上多大の支障をきたしている実状であるから、中小企業金融公庫法の実施に際して、融資の対象中に山林種苗業を加えられるよう措置せられたらとの請願。

紹介議員 横川 信夫君 三浦 辰雄君
目下衆議院で審議中の中小企業金融公庫法案は、融資の対象となる業種を政令で定め、山林種苗業を除外してあるとのことであるが、全園山林種苗協同組合員が苗木養成に投下する年間費用は二十数億に達する現状で、しかも之に対する政府の補助もなく、また商工および農林中央金庫の貸出もなく、僅かに農林流業資金融通法による養苗設備資金の融通を受けるに過ぎず、優良苗木生産上多大の支障をきたしている実状であるから、中小企業金融公庫法の実施に際して、融資の対象中に山林種苗業を加えられるよう措置せられたらとの請願。

第二九七六号 昭和二十八年七月二十一日 十一日受理
信用協同組合育成強化に対する障害除去の請願
請願者 大阪市西淀川区細里町二ノ五〇淀川信用組合 理事長 首藤豊 紹介議員 一松 定吉君

日本産業の中核体である中小企業は、信用協同組合との連係において着々その業績を向上し、信用協同組合も健全なる運営によつて中小企業の振興に寄与し国力発達の原動力となつていながらもかわらず、未だに信用組合の育成強化のための障害が完全に除去されないのは誠に遺憾に堪えないから、中小企業の金融難打開のため、(一)信用協同組合の員外預金制限を撤廃すること、(二)總會の代理人員を拡大すること、(三)信用協同組合に出資株金払込

み証明を認めること等を実施されたいとの請願。
第三〇一九号 昭和二十八年七月二十一日 十一日受理
発電地方に対する電気料金低額制度設定の請願
請願者 福島市杉妻町一五福島県町村会内 横山宗延 外一名 紹介議員 木村 守江君 石原幹 市郎君

電気料金が電源の遠近に關係なく、送電のロス、および資材等の経費ならびに火力電気料の均一採算制の同一料金であることは、実質的に不合理であるから、地域差を認め、発電地方に対する電気料金の低額制度を設定せられたらとの請願。
第三二四号 昭和二十八年七月二十一日 十一日受理
電力料金地域差撤廃に關する陳情(二通)
陳情者 岡山県議會議長 峰谷初 四郎外一名

電気料金の値上げによりその地域差はいよいよ激しくなり、当中国地区は最低地区に比し平均して二、七七倍、需要区分或は業種によつては三乃至四倍になつていゝ現状であるから、今回の電気事業法等の改正に當つては、(一)西日本の電源地域の急速なる開発を実施すること、(二)水火力調機金を増額し、地帯間融通電力を増加し、低れんな水力料金により供給を受けられるよう措置すること、(三)電気税の廃止、もし廃止が困難ならばこれを従量制度に改め、かつ、税負担の軽減方を講ずること等をすみやかに実現し、電気料

金の地域差を撤廃するよう取り計らわれたいとの陳情。
第三四二号 昭和二十八年七月二十一日 十一日受理
信用協同組合員外預金反対に關する陳情
陳情者 静岡岡浜松市伝馬町一五 二浜松信用金庫理事長 中村達一郎

今国会において、信用協同組合に対して、組合員以外のものから預金の受入れができるように法律の改正が企図されているが、これは法制的に信用金庫と同一のものを創設するものであり、いたずらに金融機構を複雑化するばかりでなく、両者の活動分野に混乱が生じて無用の競争を激化させ、経営の合理化、貸出金利の引下げという現下の要請に逆行し、やがてはいずれか一方の破たんの原因となるから、信用協同組合に員外預金を認めることには反対であるとの陳情。